

令和5年第12回12月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月4日(月) 午後2時00分から午後2時41分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、32人出席

4. 出席委員名

- |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 田戸岡 誠  | 2. 古坂 勇樹  | 3. 太田 善造  | 4. 三橋 衛   | 5. 工藤 育江  |
| 6. 野宮富喜子  | 8. 新岡 亮   | 9. 吉田 秀美  | 10. 菊池 昭二 | 11. 葛西 勝久 |
| 12. 秋田谷廣次 | 13. 工藤しのぶ | 15. 杉森 広宣 | 16. 今 輝義  | 17. 鎌田 誠  |
| 18. 福井 清光 | 20. 三橋 弘  | 21. 斉藤 鉄男 | 22. 成田 清繁 | 23. 長谷川一幸 |
| 24. 工藤 恒實 | 25. 長谷川秀樹 | 26. 小山内 壽 | 27. 藤本 正彦 | 29. 稲葉 武彦 |
| 30. 福井二三夫 | 31. 工藤 宰  | 32. 横山 治彦 | 33. 山本 康樹 | 34. 神 文敏  |
| 35. 羽場 晃  | 36. 浅見 春樹 | 計 32人     |           |           |

5. 欠席委員名 7. 笠井 正己 14. 成田 金春 28. 工藤 正樹 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第65号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第66号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

議案第71号 公売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗  
主事：一戸想永 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第12回(12月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。いよいよ令和5年の年も今月で終わろうとしております。これから正月に向かって忙

しいかと思いますが、良い年ということをお願いしたいと思います。

さて、本日は12月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には2番古坂勇樹委員、4番三橋衛委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第65号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第66号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

議案第71号 公売買受適格者の証明について

以上、報告1件、議案8件、計9件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第18号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第18号は、1ページの番号159番から11ページの番号178番までの20件です。解約は田が20件で面積は293,280㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第64号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、12ページをお開きください。議案第64号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第64号は、12ページの番号262番から29ページの番号297番までの36件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が17件で、田が192,932㎡、畑が4,897㎡、「一般の売買」が3件で、田が13,352㎡、畑が847㎡、「贈与」が16件で、田が54,183㎡、畑が527㎡です。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明いたします。12ページ、262番の田は総額45万円、10a当り約15万円、263番の田は10a当り30万円、13ページ、264番の田は総額100万円、10a当り約12万1千円、14ページ、265番の田は総額100万円、10a当り約8万5千円、15ページ、266番の田は10a当り28万円、267番の田は10a当り32万円、16ページ、268番の田は総額334万3千円、10a当り約21万円、269番の畑は総額50万円、10a当り約10万2千円、17ページ、270番の田は10a当り30万円、271番の田は総額500万円、10a当り約19万8千、18ページ、272番の田は総額240万円、10a当

り約22万8千円、19ページ、273番の田は総額100万円、10a当り約24万5千円、274番の田は10a当り30万円、20ページ、275番の田は10a当り20万円、276番の田は総額100万円、10a当り約17万7千円、21ページ、277番の田は総額300万円、10a当り約17万1千円、278番の田は10a当り23万円、22ページ、279番の畑は総額1万円、10a当り約2万3千円、280番の田は総額400万円、10a当り約29万5千円、23ページ、281番の畑は総額57万円、10a当り約140万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結致します。これより、議案第64号を採決致します。おはかり致します。議案第64号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第65号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、30ページをお開きください。議案第65号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第65号は、30ページの番号914番の1件です。所有権移転の「贈与」が1件で、田が4,250㎡です。別添の農地法第3条調査書13ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結致します。これより、議案第65号を採決致します。おはかり致します。議案第65号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に「議案第66号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

31ページをお開きください。議案第66号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、つがる市長から下記のとおり依頼があったので意見を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長

番号1番の農地の所在地は、柏広須の田1筆で面積が1,121㎡です。資材置場及び倉庫の新築のため、農用地区域からの除外申請となっております。周辺は雑種地や宅地化にされており、農用地区域から除外しても問題ないものと思われま。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結致します。

これより、議案第66号を採決致します。

おはかり致します。議案第66号は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり承認する旨、つがる市長に回答いたします。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第67号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

32ページをお開きください。議案第67号について説明いたします。

「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

番号12番の申請地は、木造浮巢の畑1筆で面積は231㎡です。従業員の駐車場が不足しているため、車庫の新築の申請です。周辺は宅地であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。15番杉森広宣委員、報告をお願い致します。

（15番 杉森広宣委員、報告）

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「29」番「稲葉」委員と私「15」番「杉森」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

32ページの番号12番の申請の場所は、つがる市立木造中学校より西に約200mに位置し、周辺は宅地であり、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結致します。

これより、議案第67号を採決致します。おはかり致します。議案第67号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第68号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは33ページをお開きください。議案第68号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第68号は、33ページ 番号43番から、68ページ 番号502番までです。

内訳ですが、「公社への売買」で、田が3件、面積が合計16,830㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が1件、面積が合計16,314㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が33件、畑が2件、面積が合計540,677㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が21件、面積が合計281,330㎡です。

議案第68号の合計としまして、田が58件、畑が2件、合計60件、面積が合計855,151㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると59件になります。それでは、売買価格について説明致します。33ページをお開きください。33ページ 番号43番の田は、10a当り20万円です。次に、番号44番の田は、10a当り20万円です。次に、番号45番の田は、10a当り20万円です。次に34ページ、番号46番の田は、10a当り20万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第8条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結致します。これより、議案第68号を採決致します。おはかり致します。議案第68号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第69号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この



案件については、1番田戸岡誠委員、5番工藤育江委員、21番齊藤鉄男委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(1番田戸岡誠委員、5番工藤育江委員、21番齊藤鉄男委員が退席)

議長(藤本正彦会長)

それでは、議案第69号について説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは69ページをお開きください。議案第69号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第69号は、69ページ 番号918番から、70ページ 番号921番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が3件、面積が72,582㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が12,406㎡です。議案第69号の合計としまして、田が4件、面積が合計84,988㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第69号の質疑を終結致します。

これより、議案第69号を採決致します。おはかり致します。議案第69号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり決定致しました。

1番田戸岡誠委員、5番工藤育江委員、21番齊藤鉄男委員入室願います。

(1番田戸岡誠委員、5番工藤育江委員、21番齊藤鉄男委員入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第70号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

（事務局説明） 一戸主事

71ページをお開きください。議案第70号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、71ページに記載されている1件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第70号の質疑を終結致します。

これより、議案第70号を採決致します。

おはかり致します。議案第70号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第71号公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

（事務局説明） 一戸主事

それでは、72ページをお開きください。議案第71号について説明いたします。

「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を

提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。  
令和5年12月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、西津軽土地改良区が11月10日付けで公告した1件の公売への証明願です。入札日時は12月12日の午前10時から即日開札です。売却決定日時は12月19日午前10時です。番号7番の願出人は別添の農地法第3条調査書14ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第71号の質疑を終結致します。

これより、議案第71号を採決致します。

おはかり致します。議案第71号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

#### 事務局説明

##### 1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- 1) 日時 令和6年1月5日(金) 午後2時00分より  
場所 つがる市役所 3階会議室
- 2) 日時 令和6年2月9日(金) 午後2時00分より  
場所 つがる市役所 3階会議室

##### 2. 事務連絡

- 1) 令和6年新年祝賀会について（村田総括主幹）
- 2) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

29番稲葉武彦委員

一般の農家対象に経営移譲等の研修会を開いたらどうか。聞きたい農家は多数いると思うが。

事務局

関係機関と協議し検討します。

議長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第12回（12月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。